

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月14日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項及び第2項中「第2号会計年度任用職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第24条の2第1項及び第2項中「第1号会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第3項及び第4項中「第2号会計年度任用職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改め、同条第5項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「第2号会計年度任用職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改める。

第24条の3中「第2号会計年度任用職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に、「第1号会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。